

3 長薬発第 1306 号
令和 4 年 3 月 18 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

抗原定性検査キットに関しましては、新型コロナウイルス感染症第 6 波の流行拡大に伴いその需要が急増したことから、供給の優先順位が示されるとともに、社会機能維持者の所属する事業者（以下、社会機能維持事業者）に対して薬局から販売を行うことも可能とされ、優先順位を踏まえた流通が行えるよう、受発注に係る留意事項等が示されていたところです。

今般、抗原定性検査キットについて当面の安定的な流通に十分な供給量を確保することができたため、その供給に係る優先付け措置を終了し、抗原定性検査キットの薬局における取扱いは以下のとおりになります。

- 無料検査事業、社会機能維持事業者への販売、一般への販売等の用途に関係なく、医薬品卸売販売業者等への発注にあたり、今後、「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」の提出は不要となります。
- 社会機能維持事業者への薬局からの販売は引き続き可能です。その場合、Q&Aに基づき、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（参考 2）の提出を受けるとともに、従業員数等を考慮して必要とされる量を勘案して販売することとなります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知いただくとともに、各地域における無料検査事業への対応、地域住民が安心して検査の機会を得ることができるよう、医療用抗原定性検査キットの一般への販売につきましては全ての薬局にご協力頂けるよう、再度積極的な発注・在庫と取扱いに特段のご配慮をお願いします。

なお、本取扱いの通知全文、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（参考 2）、Q&Aは、本会ホームページ（トップページ・新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載するとともに、保険調剤ニュースで周知を行う予定であることを申し添えます。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、抗原定性検査キットに関しましては、新型コロナウイルス感染症第 6 波の流行拡大に伴いその需要が急増したことから、供給の優先順位が示されるとともに、社会機能維持者の所属する事業者（以下、社会機能維持事業者）に対して薬局から販売を行うことも可能とされていたところ（本年 1 月 28 日付日薬業発第 409 号、同 410 号）。また、これに関連して優先順位を踏まえた流通が行えるよう、受発注に係る留意事項等が示されておりました（2 月 1 日付日薬業発第 419 号、2 月 10 日付日薬業発第 430 号）。

今般の事務連絡は、抗原定性検査キットについて当面の安定的な流通に十分な供給量を確保することができたため、その供給に係る優先付け措置を終了するものです。本事務連絡により、日薬業発第 419 号にてご案内した 1 月 31 日付事務連絡は廃止となり、抗原定性検査キットの薬局における取扱いは以下の通りとなります。

- 無料検査事業、社会機能維持事業者への販売、一般への販売等の用途に係らず、医薬品卸売販売業者等への発注にあたり、今後、**日薬業発第 419 号にてご案内した書類の提出は不要**となります。
- **社会機能維持事業者への薬局からの販売は引き続き可能**です。その場合、日薬業発第 409 号でご案内した Q & A に基づき、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（参考 2）の提出を受けるとともに、従業員数等を考慮して必要とされる量を勘案して販売することとなります。

新型コロナウイルス感染症の流行終息にはまだ相当の時間を要するものと推測されます。貴会におかれましては引き続き、都道府県や医薬品卸売業者とも連携の上、各地域における無料検査事業への対応（4 月以降の対応を含む）のほか、地域住民が安心して検査の機会を得ることができるよう、**医療用抗原定性検査キットの一般への販売につきましては全ての薬局にご協力頂けるよう、再度積極的な発注・在庫と取扱い**につき貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について（令和 4 年 3 月 16 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同医政局経済課、同医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

<参考>

1. 関連通知の廃止等一覧（日本薬剤師会）
2. 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

事務連絡
令和4年3月16日

公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

} 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について

新型コロナウイルス感染症に対応する検査体制の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス（オミクロン株）の急激な感染拡大に伴う抗原定性検査キットの著しい需要増が生じたことを受け、本年1月以降、医療機関や地方自治体における行政検査等に対する供給を確実にを行うため、需給が安定するまでの間の措置として、優先度に応じた適正な流通をお願いしてきたところです。

同時に、関連メーカー・医薬品卸売販売業者等の協力を得て、政府として抗原定性検査キットの増産について最大限の取組を続けた結果、今般、当面の安定的な流通に十分な供給量を確保することができたため、抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置については、終了することとします。

今後、薬局における一般販売も含め、抗原定性検査キットの積極的な確保を行っていただくようお願いいたします。

また、PCR検査試薬等についても、需給が安定するまでの間の措置として、行政検査を行う医療機関や地方自治体に加えて、当該検査を受託する衛生検査所からの発注にも優先的に対応いただくようお願いしていましたが、本取扱いについても、併せて終了することとします。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」（令和4年1月31日付け事務連絡）については、その取扱いを終了します。

関連通知の継続・廃止等一覧

<社会機能維持事業者への薬局からの販売関連>

社会機能維持に関わる事業者への抗原定性検査キットの薬局からの販売について（令和4年1月28日付日薬業発第409号）

<別添>

※ B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（令和3年11月30日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年1月27日一部改正）

➤ 別添[新型コロナウイルス変異株への対応に関するQ&A] → **継続**

※ 抗原簡易キットの販売先について（その5）（令和4年1月27日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡） → **継続**

<優先順位を踏まえた流通関連>

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて（令和4年1月28日付日薬業発第410号）

<別添>

※ 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について（令和4年1月27日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同医政局経済課事務連絡） → **廃止**

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年2月1日付日薬業発第419号）

<別添>

※ 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同医政局経済課、同医薬・生活衛生局総務課事務連絡） → **廃止**

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの発注等におけるQ&Aについて（令和4年2月10日付日薬業発第430号）

<別添>

※ 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（令和4年2月7日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡） → **日薬業発第419号別添の廃止に伴い廃止**

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.nhlw.go.jp/stf/sei sakuni tsui te/ bunya/ 0000121431_00270. ht ml
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇